アウトソーシング推進実行計画の追補について

《趣旨》

平成19年2月の改訂において平成19年度中の検討課題とした次の2点について、県の方針を確定させて計画に書き込む。

「現業的業務」に関する追補

《追補の新旧対照表》

現業的業務						現業的業務						
業務名	検 討 内 容	部	局	名		業	務	名	検 討 内 容	部	局	名
公用車運転	効率的な運転業務体制の確立と、災害	総矛	多部 ほ	まか		公月	申	重転	業務の内容、必要性等を十分に精査し	総	務部	ほか
業務	等に対する危機管理体制の確立の両立を	関	係 部	局		業		務	た上で、平成19年度中を目途に今後の	関	係音	18 局
	図るため、平成21年度から、本庁及び								業務運営方法を決定する。			
	各合同庁舎単位に公用車運転手の集中化											
	を進めるとともに、業務見直しによる順											
	次の外部委託等 (直接運転、公共機関利											
	用を含む)を推進する。											
守衛業務	引き続き直営で実施すべき最小限の業	総	務	部		守	衛 貧	€務		総	務	部
	務範囲の検討を進め、さらなる効率化を											
	目指す。											
文書印刷	外部委託が可能な業務として具体的な	総	務	部		文	書 E	〕刷		総	務	部
業 務	検討を進める。職員の退職等に伴い業務					業		務				
	運営上必要であれば嘱託員等により対応											
	する。											
電話交換	外部委託が可能な業務として具体的な	総	務	部		電	話る	を換		総	務	部
業務	検討を進める。職員の退職等に伴い業務	病	院	局		業		務		病	院	局
	運営上必要であれば嘱託員等により対応									警	察 2	略才
	する。	<u> </u>										
	秘密の保持等の観点から引き続き直営	警	察本	部								
	を基本とするが、より効率的な業務運営											
	を目指し、専任の職員から順次事務職員											
	や嘱託員等による対応に切り替える。											

犬捕獲業務 	県民生活の安全確保上、昼夜を問わず 対応しなければならない業務であり、配 置すべき箇所に必要最小限の職員を確保 する。	保	建福祉	上部
ボイラー	・	保	建福祉	上部
管 理 業 務	に進める。	農	林水盾	 音部
		病	院	局
		教	育	庁
調理給食	外部委託が可能な業務として、段階的	保	建福祉	上部
業 務	に進める。	病	院	局
		教		庁
┃┃動物管理・	研究業務と密接な一定の業務につい	農	林水盾	音部
農場管理	て、必要最小限の人員配置として直営を			
業 務	継続しながら、臨時職員等を含めた外部			
	資源の活用を進め、より効率的な業務運			
	営体制の確立を目指す。			
┃ ┃道 路 維 持	外部委託が可能な業務として、段階的	土	木	部
管理業務	に進める。			
荷役業務	段階的に荷役機械の使用許可による運	土	木	部
	営(運転業務のみ)を進めていく。			
┃ ┃看護補助	職員の退職等に伴い、業務運営上で必	病	院	局
業務	要であれば、臨時職員等で対応する。			
薬局・検査	職員の退職等に伴い、業務運営上で必	病	院	局
補助業務	要であれば、臨時職員等で対応する。			
用務員(庁	職員の退職等に伴い、業務運営上で必	教	育	庁
務員)業務	要であれば、嘱託員等で対応する。		察本	
その他	前記 の基本的方向(1)・(2)の取組み	各	部	局
	に基づき、継続的に業務掘り起こし・領			
	域拡大を行う。			

Ī	犬捕獲業務		保	建福剂	上部
	ボイラー		保	建福剂	上部
	管 理 業 務		農	林水產	€部
			病	院	局
			教	育	庁
	調理給食		保	建福剂	上部
	業務		病	院	局
				育	庁
	動物管理・		農	林水產	を 部
	農場管理				
	業務				
	>++ == 10 1+				
	道路維持		土	木	部
	管理業務				
	荷役業務		土	木	部
	手举 分中			70	
	看護補助		病	院	局
	業務		√ =	7ċ	
	薬局・検査 補 助 業 務		病	院	局
			教	育	庁
	用務員(庁務員)業務		警		
	その他	前記 の基本的方向(1)・(2)の取組み	各	<u>察本</u> 部	部 局
		に基づき、継続的に業務掘り起こし・領		ㅁ	ᄱ
		は拡大を行う。			
L_		グルスノへ ピーコーノ 0			

「市場化テスト」に関する追補

《追補の新旧対照表》

新

総 務 部

福島県版市場化テスト

定型的業務や現業的業務等のアウトソーシングに優先して取り組みながら、さらに各種業務のアウトソーシングを推進するための方法として、「福島県版市場化テスト」(本県としての官民競争入札制度)について、平成18年5月に成立した「公共サービス改革法(市場化テスト法)」に基づく国等の取組状況も見ながら、平成19年度中を目途に導入の可能性等検討を進める。

検討の視点

(略)

《検討の結果(平成20年3月追補)》

次の状況を踏まえ、当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進める。

国の省庁では未実施を含めても50程度、自治体では北海道、 東京都、愛知県等で数事例みられるのみであり、必ずしも浸透 しているとは言えず、むしろ、本県としては現在のアウトソー シングを確実に進めたほうが効果が高いと見られること。

本県は、7つの生活圏ごと地域性・経済性も異なるため、同じ業務であっても、ある地域は民間、ある地域は県直営とまばらになることが容易に想定され、県としての説明責任や効率性の確保に疑問があること。

平成19年度に試行した住民提案型アウトソーシングは、方向性として市場化テスト的な展開も視野に入れられる可能性があるため、この実施結果の検証及び発展の方向性の検討を優先させるべきこと。

福島県版市場化テスト

定型的業務や現業的業務等のアウトソーシングに優先して取り組みながら、さらに各種業務のアウトソーシングを推進するための方法として、「福島県版市場化テスト」(本県としての官民競争入札制度)について、平成18年5月に成立した「公共サービス改革法(市場化テスト法)」に基づく国等の取組状況も見ながら、平成19年度中を目途に導入の可能性等検討を進める。

検討の視点

(略)

総 務 部